

## 平成25年上尾市教育委員会3月定例会 会議録

- 1 日 時 平成25年3月27日(水曜日)  
開会 午後2時32分  
閉会 午後3時52分
- 2 場 所 上尾市役所 議会棟4階 全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 細野宏道  
委員長職務代理者 本田直子  
委員 甲原裕子  
委員 吉田るみ子  
委員 岡田栄一  
教育長 岡野栄二
- 4 出席職員 教育総務部長 遠藤次朗  
学校教育部長 池野和己  
教育総務部 図書館長 嶋田一徳  
教育総務部次長 兼 スポーツ振興センター所長 菅間茂久  
学校教育部次長 町田洋一  
教育総務部副参事 兼 図書館次長 依田保之  
学校教育部副参事 兼 学務課長 西倉剛  
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 講内靖夫  
学校教育部副参事 兼 学校保健課長 長島慎一  
教育総務部 総務課長 保坂了  
教育総務部 生涯学習課長 三枝実  
教育総務部 スポーツ振興センター次長 兼 市民体育館長 中島英二郎  
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 吉田満  
教育総務部 総務課主幹 堀口慎一  
書記 総務課主査 池田直隆  
総務課主任 吉野智恵  
総務課主任 鈴木加代子
- 5 傍聴人 0人

## 6 日程及び審議結果

### 日程第1 開会の宣告

### 日程第2 会議録署名委員の指名

### 日程第3 議案の審議

- 議案第9号 平成25年度上尾市教育行政重点施策の策定について **【原案可決：議決第9号】**
- 議案第10号 上尾市民体育館管理規則等の一部を改正する規則の制定について **【原案可決：議決第10号】**
- 議案第11号 上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について **【原案可決：議決第11号】**
- 議案第12号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について **【原案可決：議決第12号】**
- 議案第13号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について **【原案可決：議決第13号】**
- 議案第14号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程及び上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について **【原案可決：議決第14号】**

### 日程第4 教育長報告

- 報告1 社会教育指導員の委嘱について
- 報告2 スポーツ推進委員（第26期）の委嘱又は任命について
- 報告3 子どもの読書活動支援センター協力員の委嘱について
- 報告4 教育相談員、さわやか相談室相談員、適応指導教室指導員、教育心理専門員の委嘱について
- 報告5 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 報告6 平成25年度公民館まつりの開催について
- 報告7 小・中学校入学式教育委員会祝辞予定者について
- 報告8 平成25年度埼玉県公立高等学校受験結果について
- 報告9 平成24年度上尾市立小・中学校卒業（予定者）の進路状況について

### 日程第5 今後の日程報告

### 日程第6 教育長報告

- 報告10 いじめに関する状況調査結果について

### 日程第7 閉会の宣告

## 7 会議録

### 日程第1 開会の宣告

(委員長) 皆様こんにちは。ただ今から、平成25年上尾市教育委員会3月定例会を開会いたします。本日は、傍聴の申出はございますか。

(総務課長) ございません。

### 日程第2 会議録署名委員の指名

(委員長) それでは、日程にしたがいまして、会議を進めます。「日程第2 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、岡田委員さんをお願いいたします。

(委員) はい、かしこまりました。

### 日程第3 議案の審議

(委員長) 続きまして、「日程第3 議案の審議」でございます。本日は6件の議案が提出されております。最初に議案第9号平成25年度上尾市教育行政重点施策の策定について説明をお願いします。

(教育長) 議案第9号につきましては、総務課長が説明申し上げます。

#### ○議案第9号 平成25年度上尾市教育行政重点施策の策定について

(総務課長) 恐れ入ります。議案の1ページをお開きください。議案第9号「平成25年度上尾市教育行政重点施策の策定について」、平成25年度上尾市教育行政重点施策を下記のとおり策定するものがございます。提案理由といたしまして、「夢・感動教育あげお」の実現に向けて、上尾市教育振興基本計画の実効性をより高めていくため、平成25年度上尾市教育行政重点施策を策定したいので、この案を提出するものがございます。この議案につきましては、2月の定例会におきまして協議とさせていただきます。その協議の中で、質問のありました基本目標ⅠからⅦまでの施策の中で重点目標とさせていただきます特出し部分の星印の内容につきまして、別冊の議案資料1ページから26ページまで、ワンペーパー程度でまとめさせていただきます。平成25年度はこれらの事業に特に重点を置きまして、本市の教育の振興・充実に努めてまいりたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(委員長) はい、ありがとうございました。議案第9号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

~委員挙手~

(委員長) はい。お願いいたします。

(委員) いじめ根絶対策の事業について、予算について相談部門と、防止部門についてよく考えられていると思うのですが、資料の8ページ、前回、指導課長が説明してくださったのですが、具体的に分かりにくいので、もう少し具体性のある図解をしていただき、また、保護者の方にも安心できるような説明があると良いと思います。まず、最初に相談部門ですが、スクールソーシャルワーカーというのは、前に県で配置していたのを、今度市独自で配置するとなっているのですが、どのような立場の人をソー

シャルワーカーに据えるのか、次に予防の部門で、いじめの予防は校内が一番充実していなければならないと思うのですが、校内にどのような指導をしていくのか、それぞれ各学校で事情があると思いますので、各学校が指導方法を出すことになると思うのですが、教育委員会はどのような指導をしていくのか、もっと見えるいじめ防止・予防対策があると保護者の方が安心するのではないのでしょうか。この図では分かりにくいと感じました。3点目は、昔は落ち着かない学校に生徒指導支援員がいらっしやるといふ話だったのですが、いじめ予防で生徒指導支援員はどのような方が配置されるのか、その3点教えていただけるとありがたいと思います。

～指導課長拳手～

(委員長) はい。指導課長お願いいたします。

(指導課長) 1点目のスクールソーシャルワーカーでございますが、現在まだ決定しておりません。ただし、市独自で配置と申しますのは、昨年度までは県から週3日間、1名配置することで、県の事業として配置されておったのですが、今年度からは週2日間配置になり、段々と少なくなってまいりました。スクールソーシャルワーカーは対応する事案がかなり多くありまして、一人で対応することはかなり大変であるということから、市で1日分の予算額を計上したところでございます。県の2日分と市の1日分、一人の方が3日間勤務するのではなく、2日の方と1日の方でそれぞれの事案に対応していくと考えております。そのうちの1名については、現在、山田スクールソーシャルワーカーにやっておりますが、継続してやっていただくことになっております。もう1名はまだ決定しておりません。2点目の校内体制でございますが、校内体制につきましては、いじめ根絶対策について、各学校より、「学校だより」等で必ず校長が学校としての対応を保護者に伝えるようにしてございます。中心は学校だよりを通して、いじめ対応の対策を全て周知しているところでございます。続きまして、3点目の生徒指導支援員でございます。2名で一組、4名の方を生徒指導支援員として配置しているところでございますが、4校ローテーションで廻っております。生徒指導的な部分もございまして、いじめの事案も出てきており、そのようなところで係わってまいります。いじめだけではございませませんが、一つの事業の中での位置づけとして考え、活動して行く意味で、こちらに記載しております。

(委員) では改めていじめに対してではなく、今までの生徒指導支援員さんがやるということですか。

(指導課長) はい、対応していただく形で考えてございます。

(委員) 保護者に安心できるようなアピールというようなものがあると、保護者は安心して学校に子どもを預けられるのではないかと感じましたので行政の立場に立って考えていただけるとありがたいと思います。

(指導課長) はい。今回予算的に、そちらにございますようにQ-U調査、CAP研修などが、新たな事業として入ってまいりましたので、これらを実施する過程で各学校と連携しながら、保護者の方々にも周知しながら行ってまいりたいと思います。

(教育長) いじめホットライン・いじめホットメールについて細かく説明してください。

(指導課長) はい。まず、いじめホットラインでございますが、これは教育センターにフリーダイヤルの専用電話回線を設置いたします。時間外の夜間と土曜、日曜、祝日等につきましては、留守電機能での対応を考えてございます。そのような形で対応していくものが、いじめホットラインとなります。続きまして、いじめホットメールでございますが、新たに相談専用のメールを特別に開設いたしまして、そこにメールをいただくような形にしております。これにつきましては、子どもだけではなく保護者もできるような形で考えております。また、今回、小中学生に周知を図るカードを作成しております。2つ折りのカードでございますが、4面ございまして、いじめホットライン、いじめホットメールの番号等の記載とともに、少年愛護センターでも相談事業を行っておりますので、1ページを少年愛護セン

ターに関するものとしたしまして、色々な相談部門について周知を図ります。以上でございます。

(委員長) よろしいでしょうか。

(委員) ホットラインというのは今年からでしょうか。

(指導課長) そうでございます。

(委員長) よろしいでしょうか。

(委員) 今の質疑に関してなのですが、追加で質問をさせていただきます。まず、生徒指導支援員の件ですが、平成23年には、原市中、西中、大石南中、太平中の4校であったと私は記憶しております。指導課長のご説明ですと、この4校ではなくて全ての中学校にということですので、4校以外でいじめに対応するということで、仕事の範疇が変わると理解してよろしいのでしょうか

(指導課長) 申し訳ございません。今現状として行っている仕事の中にもいじめをしっかりと捉えて活動するよう、改めて位置づけさせていただいております。いままでの活動と変わりはないのですが、いじめも一つの事案として意識付けを行い、生徒指導支援員を配置しました。全校配置ではございません。

(委員長) はい。

(教育長) よろしいでしょうか。基本的には生徒指導支援員といじめは、今まで係わりがありませんでした。今まで通り4名を必要に応じて、必要な学校に配置するとし、いじめが起きたら対応させるという意味の認識をしていただければと思います。今回のいじめ根絶対策に対して新たな生徒指導支援員を配置する、ということではありません。

(委員長) はい。ありがとうございます。

(委員) いじめのホットラインについてです。私が思っていますのは、さわやか相談室というものがありますが、実際いじめられている子どもはさわやか相談室に行けるだろうか、と思っています。大石中学校はさわやか相談室が階段の横にあるのですが、さわやか相談室に入ること自体が難しいと生徒たちは感じているのではないかと、と思っています。今回、いじめホットライン、いじめホットメールというものを作っていただいて、直に子ども達が相談できる体制を作っていただくということは大変良いことであると思っています。ただ、夜間が留守電になるということになりますと、子どもたちは昼間学校に行っておりますので、その辺は予算の問題もあるでしょうし、ただ、現状はメールのやり取りが多いと思いますので、その辺で対応していただければ良いなと思っています。是非このいじめ専用電話相談、電話という意味ではメールも入るのしょうけども、活用していただければと思っています。よろしくお願いをいたします。その他何かございますか。

-----  
~委員挙手~

(委員) よろしいでしょうか。

(委員長) はい。

(委員) 資料の24ページになりますが、「子どもの体力向上地域連携事業について」ということで、2の事業内容ですが、中学校バレーボール教室で上尾メディックス選手に指導を受け、交流を深めることを通して、基本的な~というのがありますが、具体的に何か決まっているのでしょうか。

~スポーツ振興センター次長挙手~

(委員長) はい。お願いします。

(スポーツ振興センター次長) この事業につきましては、昨年度、国の委託事業を受けて子どもの体力向上地域連携事業としてやっておりました。今後は、スポーツ振興センターが事業を受け継いで、子どもの体力向上地域連携事業として実施していく予定でございます。事業内容でございますが、上尾市内の中学校バレー部を対象に、7月に上尾市民体育館を使い上尾メディックスをお招きして、直接チームのメンバーの方々から指導をしていただく、また、トレーニング、ストレッチの方法などを学んでいた

だき、併せて監督・先生などにもお越しいただき、指導方法などを一緒に学んでいただく、というような内容を予定しております。

(委員) なにかセレモニー的なものとかは行うのですか。

(スポーツ振興センター次長) セレモニーとしましては、開会式の他に、せっかくの機会でございますので、記念撮影、選手のサインボールを提供したりすることを考えております。それぞれ部活のチームが来ますので、メディックスの選手が入って、直接サーブやレシーブの指導をしていただくこと、また、練習試合も組み入れておりますので、練習した後に学校ごとに練習試合をして終了する予定でございます。

(委員) ありがとうございます。

(教育長) よろしいでしょうか。

(委員長) はい。

(教育長) あくまでも、この事業は、今、1部に上がろうとしている上尾メディックスの選手たちに、直接指導いただくというもので、セレモニーというよりも、具体的・実質的なものでございます。この事業は、2年間やってまいりましたので、開会式をやったあとに、監督さんにマイクを渡して具体的に各学校のチームに選手たちが入って、そこでパスをやるというような実務的な、要するに実技講習といった要素を持っています。バレーボールをやっている中学生が将来、「選手になってみたい」といった夢や憧れをもつような、また、上尾メディックスにしてみれば、底辺裾野を広げられるといった意味のものを上手くミックスしてやっていこうという、そのようなものを引き続き来年度も計画しようと思っております。

(委員) わかりました。

(委員長) その他ございますか。

(委員) 質問をさせていただきます。まず、今回、この議案資料を添付していただいてありがとうございました。重点事業の部分をピックアップして記載していただいておりますけれども、議論をする上で大変良い資料を付けていただいたと思っております。本当にありがとうございました。続きまして質問なのですが、15ページに上尾中学校の校舎改築事業だけピックアップされておりますが、これは重点事業ということではピックアップをしておりますが、これをここに記載をしたのは何か理由はあるのでしょうか。次に24ページの子どもの体力向上地域連携事業の一番下、仮称げんき！チャレンジ！という事業なのですが、モデル2校を指定し、とありますがこの2校は決定をされているのでしょうか。以上です。

～総務課長挙手～

(委員長) よろしく申し上げます。

(総務課長) 上尾中学校の校舎改築事業につきましては、校舎耐震化の一環といたしまして上げさせていただきます。今回、この上尾中学校は今年度実施設計に入っております。実際、仮設校舎をこの夏あたりから建てはじめ、予算付けについては、まだでございますが、今使っている校舎についても解体につきましても、今年度から実施していく予定になっております。そのような耐震化の目玉事業ということであえて上げさせていただきます。

～スポーツ振興センター次長挙手～

(委員長) はい。よろしく申し上げます。

(スポーツ振興センター次長) 24ページの仮称げんき！チャレンジ！ですが、まだモデル校2校は決定していません。大学と連携して進めて行くのですが、具体的な中身を詰めた上で、場合によっては2校以上になるかもしれませんし、2校未満になるということもございます。今は検討している段階で



ございます。

(委員長) はい。分りました。

~委員挙手~

(委員長) はい。お願いします。

(委員) 15ページに戻って申し訳ないのですが、2の(2)の自然環境への配慮と言う所で、太陽光発電設備を計画するというものがありますが、先月、中央小学校に設置するための補正のお話があったと思いますが、どこの学校にどのくらいの設備が設置されるのでしょうか。中央小と上尾中だけですか。

~総務課長挙手~

(委員長) お願いします。

(総務課長) 富士見小学校に、先日設置が終わりまして、検査も終わり動き始めたところでございます。いまのところ設置されているのは、富士見小学校だけでございます。あと、中央小、上尾中学校を計画してございます。

(委員) では、まだ電気代が安くなったとか、データは出てないのですね。

(総務課長) まだ出てございません。

(委員長) はい。その他質疑等ございますか。よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい。」の声~

(委員長) 無いようですので、これより採決いたします。議案第9号「平成25年度上尾市教育行政重点施策の策定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から「異議なし。」の声~

(委員長) ご異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 続きまして、議案第10号「上尾市立学校施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(教育長) はい。議案第10号につきましては、教育総務部次長が説明申し上げます。

(委員長) はい。お願いいたします。

#### ○議案第10号 上尾市民体育館管理規則等の一部を改正する規則の制定について

(教育総務部次長) 議案書の16ページをお願いいたします。「議案第10号上尾市立学校施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」でございますが、提案理由は18ページにございます、市長から権限の委任を受けている教育委員会の所管に属する教育機関における使用料の減免について、教育委員会内における統一的な基準を設定することから、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。第1条の上尾市立学校施設の開放に関する規則、第2条の上尾市民ギャラリー管理規則、第3条の上尾市立公民館管理規則、第4条の上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則、第5条の上尾市平方スポーツ広場管理規則、第6条の上尾市平方野球場管理規則、第7条の上尾市平塚サッカー場管理規則、これらそれぞれの減免の規定を統一して改正する趣旨のものでございます。議案資料の27ページをお願いいたします。改正点は次の3つに統一するものでございます。ひとつ目が、市又は教育委員会が主催する行事等に利用する場合は、使用料を免除とする。次に心身障害者(児)団体が主催する行事等に利用する場合は、使用料の5割を減額する。3項といたしまして、このほか、教育委員会が特に必要があると認める場合は、使用料の免除又は5割を減額する。という内容に改正いたしまして、施行期日を本年の4月1日とするものでございます。詳しくは28ページから31

ページにございます新旧対照表にて比較して見られるようにしてございます。説明は以上でございます。

(委員長) はい。ありがとうございました。議案第10号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

～委員挙手～

(委員長) はい。お願いします。

(委員) 質問です。今までの規則にありました、市立小学校または中学校が主催する場合5割減額するというギャラリーの規則ですが、改正後はどのようになるのか分かりません。もう1点ですが前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認める場合と言うのは具体例があれば教えていただきたいと思います。

～教育総務部次長挙手～

(委員長) はい。お願いします。

(教育総務部次長) それぞれの規則におきまして、例示はしておらないのですが、参考にそれぞれの所管する課からご説明申し上げます。

～スポーツ振興センター次長挙手～

(スポーツ振興センター次長) はい。参考にスポーツ振興課の管轄しているところでございますが、議案資料の30ページ平方スポーツ広場、市立学校が教育目的のために行う体育行事に利用する場合は免除となっております。これが改正案になりますと、市または教育委員会に含めさせていただいておりますので、免除となります。特に必要があると認める場合でございますが、例えば国体、インターハイ、中学生の県大会を上尾で行う場合、この中に含めさせていただきたいと考えております。あくまで減免や免除は申請があり、相談があれば、と考えておりますので、申請された後に教育委員会でも検討して5割もしくは免除と考えております。ギャラリーなども同様の考え方でございます。以上です。

～総務課長挙手～

(委員長) はい。お願いいたします。

(総務課長) 市立小中学校が教育目的に使用するものは、改正後は教育委員会が使用するものとして免除の取り扱いをいたします。

(委員) わかりました。

(委員長) ほかに質疑等ございませんか。無いようですので、これより採決いたします。議案第10号「上尾市立学校施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「はい。」「異議なし。」の声～

(委員長) ご異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) つきまして、議案第11号「上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(教育長) はい。議案第11号につきましては、教育センター所長が説明申し上げます。



## ○議案第 11 号 上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定 について

(教育センター所長) 議案第 11 号「上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。20 ページをご覧ください。2 月定例会でご説明申し上げました「上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の施行に伴い、教育センターに勤務する「臨床心理士」の名称を「教育心理専門員」に変更するとともに、併せて規定の整理を行いたいので、この案を提出するものでございます。資料の 32 ページをご覧ください。改正点といたしましては、臨床心理士の名称を教育心理専門員に改めたこと。教育心理専門員の勤務日を、週 4 日勤務に改めたこと。研究協力員を配置する規定を削除したこととございます。

(委員長) はい。ありがとうございました。議案第 11 号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(委員) この教育心理専門員は、今までの臨床心理士と仕事の変わりはあるのでしょうか。

(教育センター所長) 就学相談及び教育相談における指導に当たっている臨床心理士について、職務遂行に必要な資格といたしましては、臨床心理士の資格のほか、臨床発達心理士の資格があることから、臨床心理士という職名を教育心理専門員に統一するものでございます。

(委員) わかりました。ありがとうございました。

(委員長) ほかに質疑・意見はございませんか。無いようですので、これより採決いたします。議案第 11 号「上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

～委員全員から「はい。」の声～

(委員長) ご異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 続きまして、議案第 12 号「上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(教育長) はい。議案第 12 号につきましては、総務課長が説明申し上げます。

## ○議案第 12 号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則 の制定について

(総務課長) はい。議案書の 22 ページをお開きください。「議案第 12 号上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。提案理由といたしましては、教育委員会の職務権限のうち教育長に委任している市民体育館の休館日を変更すること等について、指定管理者制度の移行に伴い、所要の改正を行うものでございます。別冊議案資料の 36 ページをお開きください。2 の改正点にございますとおり、変更点は (1) と (2) の 2 点でございます。内容といたしまして、事情により休館日に市民体育館を開館すること、又は臨時に休館日を定めること、また利用時間を変更することなど、指定管理者からの申出があった場合の承認について定めたものでございます。次の 37 ページが新旧対照表となっております。旧規則では、教育長が定めるものとなっておりますが、指定管理者制度への移行により、改正規則では指定管理者からの申出により教育長が承認するものとしております。説明は以上でございます。

(委員長) 議案第12号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(委員長) よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい。」の声~

(委員長) 無いようですので、これより採決いたします。議案第12号「上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

~委員全員から「はい。」「異議なし。」の声~

(委員長) ご異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 続きまして、議案第13号「上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(教育長) はい。議案第13号につきましては、スポーツ振興センター次長が説明申し上げます。

**○議案第13号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について**

(スポーツ振興センター次長) はい。議案書の23ページをお願いいたします。議案第13号「上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明をいたします。議案資料の39ページをお開きください。平成24年上尾市教育委員会12月定例会において、指定管理者による管理の移行に伴う上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則が審議され、原案のとおり、可決成立したところでございますが、今回さらに、団体利用登録に関する事項を定めるとともに、議案第10号にありました他の教育機関と統一的な減免基準を設けるものでございます。団体利用登録は既に公民館が規則で定めておりますので、統一的なものとさせていただいております。減免基準につきましては、先程の議案第10号と同様になっております。様式でございますが、議案の26ページから37ページまでに定めさせていただいております。上尾市民体育館の団体利用登録に関する事項を定めるとともに、他の教育機関とともに統一的な減免基準を設けることから、所要の改正を行うものでございます。説明は以上でございます。

(委員長) はい。ありがとうございます。議案第13号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(委員) 1点質問をさせていただきます。減免などの申請について指定管理者が判断するようなことはあるのでしょうか。

(スポーツ振興センター次長) すべて、私どもが判断するものでございます。

(委員) よろしいでしょうか。指定管理者が特に必要と認める場合というのは具体的にはどのようなものですか。

(スポーツ振興センター次長) はい。4月より指定管理者に移行するのですが、あらかじめ想定できるものについては指定管理者と私どもで協議の上、内規として定めております。それ以外のものについては、例えば国体や県大会などで申請があった場合は、私どもに必ず申請をあげていただきます。

(教育総務部次長) 補足になりますが、この改正は市長部局における指定管理者の定めと同様のものがございます。これは、時代の変化により新しい団体等が出てきた場合にも対応できるよう教育委員会に権限をおいたまま承認を行っていくものでございます。

(委員長) はい。わかりました。他に質疑はありませんか。

(委員長) 無いようですので、これより採決いたします。議案第13号「上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について」原案のとおり可決することにご異議はござい

ませんか。

～委員全員から「はい。」の声～

(委員長) ご異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。

(委員長) 提出された最後の議案になりますが、議案第14号「上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程及び上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

(教育長) 議案第14号につきましては、総務課長が説明申し上げます。

**○議案第14号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程及び上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について**

(総務課長) 恐れ入ります。議案書の39ページをお開きください。「上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程及び上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について」でございます。41ページの提案理由にございますとおり、上尾市民体育館における指定管理者制度の移行に伴い、指定管理者による管理に関する事項等について、新たに決裁区分を設けることから、所要の改正を行うものでございます。議案資料の50ページに概要がございまして、次のページに新旧対照表がございまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。51ページ右側、改正後の別表第1の4項、公の施設の指定管理者による管理に関する事項を追加しております。 (1)法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示をすること。(2)法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者に対し、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。(3)指定管理者との協定を締結すること。これらをそれぞれの専決区分に応じて定めてございます。また52ページにつきましては、別表第2となりますが、スポーツ振興課関係の個別専決事項となっております。いずれも市民体育館の関係となっております。(1)の上尾市民体育館の利用料金の額を定め、又は変更をするとの指定管理者からの申出を承認、(2)の上尾市民体育館の利用料金を減額し、又は免除するとの指定管理者からの申出を承認、(3)の上尾市民体育館の利用料金の返還の額を決定するとの指定管理者からの申出を承認、(4)の上尾市民体育館の附属設備に係る利用料金の上限額を定めること。この4項目を定めまして、いずれも課長専決とするものでございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

(委員長) 議案第14号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(委員長) よろしいでしょうか。それでは、無いようですので、これより採決いたします。

(委員長) 議案第14号「上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程及び上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について」原案のとおり可決する

ことにご異議はございませんか。

～委員全員から「はい。」の声～

(委員長) ご異議がないものと認め、原案のとおり、可決いたしました。以上で議案の審議は終了いたしました。

---

## 日程第4 教育長報告

(委員長) 続きまして、「日程第4 教育長報告」でございます。この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許可します。教育長、お願いいたします。

### ○報告10に関する会議を公開しないことについて

(教育長) はい。本日は、報告としまして、10件の報告を通知しておりますが、そのうち、報告10の「いじめに関する状況調査結果について」は、個人を特定することができる内容を含んでおりますので、非公開の会議の中におきまして、報告をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(委員長) ただ今、教育長から、いじめに関する報告については、非公開の会議の中において報告したい旨の発言がございました。このことについて、ご異議はございませんか。

～委員全員から「はい。」の声～

(委員長) ご異議ないものとして認め、非公開の会議の中におきまして、報告していただくことに決定いたしました。それでは、いじめに関する報告を除く9件の報告をお願いします。

---

(委員長) それでは、教育総務部長をお願いします。

### ○報告1 社会教育指導員の委嘱について

### ○報告2 スポーツ推進委員(第26期)の委嘱又は任命について

### ○報告3 子どもの読書活動支援センター協力員の委嘱について

### ○報告4 教育相談員、さわやか相談室相談員、適応指導教室指導員、教育心理専門員の委嘱について

て

#### ○報告5 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

(教育総務部長) それでは教育長報告の1ページから12ページ、報告1から報告5について、いずれも非常勤特別職であるため教育長専決でございますので、4月1日から委嘱または任命することを報告させていただきます。なお、任期につきましては、報告2のスポーツ推進委員は2年でございますが、その他は1年となっております。次に13ページをお願いいたします。報告6の平成25年度公民館まつりの開催につきまして生涯学習課長より報告申し上げます。

#### ○報告6 平成25年度公民館まつりの開催について

(生涯学習課長) 報告書の13ページをお願いいたします。「平成25年度公民館まつりの開催について」のご案内でございます。平成25年度公民館まつりの開催は、次のとおり予定しております。詳細につきましては、後日、各委員、各関係者の方々に案内状をお送りいたします。上尾公民館まつりは、4月20日、21日、平方公民館文化祭は5月11日、12日、原市公民館祭りは、5月11日、12日、大谷公民館まつりは5月18日、19日、上平公民館まつりは5月25日、26日、大石公民館まつりは8月31日、9月1日の開催でございます。以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。

(学校教育部長) はい。

(委員長) お願いいたします。

(学校教育部長) 報告7「小・中学校入学式教育委員会祝辞予定者について」は、学務課長から、報告8「平成25年度埼玉県公立高等学校受験結果について」、「報告9平成24年度上尾市立小・中学校卒業(予定者)の進路状況について」の双方につきましては指導課長よりご報告いたします。

(委員長) お願いいたします。

#### ○報告7 小・中学校入学式教育委員会祝辞予定者について

(学務課長) 「平成25年度市立平方幼稚園入園式および市立小・中学校入学式教育委員会祝辞予定者について」ご報告いたします。14ページをお開きください。小・中学校の入学式は共に4月8日の月曜日に行なわれます。それぞれ午前、午後に行われますが、各学校により開始時間が異なっております。15ページ、16ページに出席していただく学校、予定者を記載させていただいております。ご確認いただければと思います。当日は祝辞を行っていただくこととなりますのでよろしくをお願いいたします。各学校、予定時刻の20分前までに略礼服にてお集まりいただきますよう重ねてお願いいたします。報告は以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。



○報告8 平成25年度埼玉県公立高等学校受験結果について

○報告9 平成24年度上尾市立小・中学校卒業（予定者）の進路状況について

（指導課長）続きまして、報告8「平成25年度埼玉県公立高等学校受験結果について」報告いたします。22ページをご覧ください。中学校在籍生徒数2,076名、うち76.4%の1,586名が、公立高校を受験しました。受験結果でございますが、合格率84.9%、1,347名が合格しました。昨年度と比較して、公立高校を受験した割合は、やや増加しましたが、合格率は、やや低下しました。平成24年度入学者の受験結果は、受験率74.9%、合格率88.5%とでした。

続きまして、報告9「平成24年度上尾市立小・中学校卒業（予定者）の進路状況について」報告いたします。25ページをご覧ください。はじめに、小学校卒業児童の2月末日現在の進路状況です。小学校在籍児童数2,219名、うち95.6%の2,122名が公立中学校へ進学しました。市内中学校への進学率は、全卒業児童の93.9%となっております。その他の1名は、日本人学校ジャカルタへの進学となります。2の年度別進学者数と割合の推移をご覧ください。わずかではあります。公立中学校へ進学する児童の割合は増えております。次に、26ページをご覧ください。中学校卒業生の進路状況でございます。3月15日現在の卒業生徒数でございますが、卒業間際に1名の転入があったため、2,077名となっております。小児医療センターの院内学級から1名転入。高等学校、特別支援学校、専修学校への進学生徒数は2,040名、全卒業生の98.2%にあたります。これは昨年度の98.1%とほぼ同じ状況となっております。進学や就職を希望しているが3月15日現在、未定の生徒や海外の学校へ進学する生徒、インターナショナルスクール等は、その他としてまとめております。進学希望15名、就職希望5名、海外進学1名、インターナショナル等2名、家事手伝い・進路未定9名でございます。以上で報告とさせていただきます。

（委員長）ありがとうございました。

～教育長挙手～

（教育長）よろしいでしょうか。いじめに関する報告は後ほど報告させていただきます。以上でございます。よろしく申し上げます。

（委員長）ありがとうございました。報告につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

日程第5今後の日程報告

（委員長）それでは、続きまして、今後の日程報告をお願いします。

～総務課長挙手～

（総務課長）はい。

（委員長）お願いいたします。

(総務課長) それでは今後の日程でございますが、4月1日月曜日、小・中学校新採用・転入教職員等着任式を上尾小学校で行います。受付時間内にお越してください。続きまして4月5日金曜日、上尾市学校評議員委嘱式及び研修会を文化センターで行います。受付時間内にお越してください。続きまして4月8日、午前中に小学校の入学式、午後に中学校の入学式を行います。学校ごとに時間が異なりますので、ご確認の上、ご出席お願いいたします。4月19日金曜日に教育委員会4月定例会を行いますので、出席をお願いいたします。4月26日金曜日上尾・桶川・伊奈教育委員会連絡協議会が行われます。理事会は、委員長のみ15時50分からとなります。(委員長「はい」)総会は、16時10分より議会棟全員協議会室で行いますので全員のご出席をお願いいたします。以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。そのほか、委員の皆様から、ご意見、ご要望がございましたら、お願いいたします。

(委員長) よろしいでしょうか。それでは、ここからは、非公開の会議といたします。

---

[以下、非公開の会議]

---

## 日程第6 教育長報告

(委員長) ここからは、非公開の会議といたします。非公開の会議の中におきまして、報告することと決定いたしましたいじめに関する報告について、よろしくをお願いいたします。

～学校教育部長挙手～

### ○報告10 いじめに関する状況調査結果について

(学校教育部長) いじめに関する状況調査結果については、指導課長より報告いたします。

---

[以上、非公開の会議]

---

## 日程第7 閉会の宣告

(委員長) それでは、以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、上尾市教育委員会3月定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

平成 年 月 日 署名委員